

---

平成25年 第1回 芦屋町議会定例会会議録（第3日）

平成25年3月8日（金曜日）

---

議事日程（3）

平成25年3月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸      2番 内海 猛年      3番 刀根 正幸      4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之      6番 田島 憲道      7番 辻本 一夫      8番 小田 武人  
9番 今井 保利      10番 川上 誠一      11番 益田美恵子      12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】（なし）

---

【欠員】（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町長                      波多野茂丸      副町長                      鶴原洋一      教育長                      中島幸男  
モーターボート競走事業管理者 仲山武義      会計管理者                      松田義春      総務課長                      小野義之  
企画政策課長                      中西新吾      財政課長                      柴田敬三      都市整備課長                      大石眞司  
税務課長                      縄田孝志      環境住宅課長                      入江真二      住民課長                      武谷久美子  
福祉課長                      吉永博幸      地域づくり課長                      松尾徳昭      学校教育課長                      岡本正美  
生涯学習課長                      本田幸代      病院事務長                      森田幸次      競艇事業局次長                      大長光信行  
事業課長                      藤崎隆好      管理課付課長                      濱村昭敏

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

おはようございます。11番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、障害者自立支援法についてお尋ねいたします。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法は、障害者自立支援法から改正されるものですが、改正の目的と基本理念についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者自立支援法につきましては、地域社会の共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に法が改正されるものでございます。さらに、障害者総合支援法は、法の目的規定までを改正し、自立のかわりに新たに基本的人権を享有、これは生まれながらに持つ個人としての尊厳という意味でございます。これが明記されております。

2つ目は、障害者福祉サービスにかかわる給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととすることが規定されました。

次に、基本理念でございます。基本理念は法の改正によって、新たに6項目が創設されております。

第1は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。第2は、全ての国民が障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することでございます。第3は、可能な限り、その身近な場所において、必要な支援を受けられること。第4は、社会参加の機会の確保。第5は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会にお

いて、他の人々と共生することを妨げられないこと。第6は、社会的障壁、つまり障害者であるがゆえに隔てられているものなどを除去すること。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

目的と基本理念でございますので、大まかなことしか、基本的なことしかわからないわけですが、この目的の中の2つ目の中に、地域生活支援事業というのがございますが、これに対する芦屋町の取り組みというのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域支援事業につきましては、介護給付や訓練給付など障害福祉サービスとは別に、障害をお持ちの方での地域での生活を支える事業をしているもので、町が主体となって取り組んでおるのでございます。

具体的には、これまで芦屋町でやっている地域生活支援事業は、みどり園に委託している相談生活支援事業、ストマ用装具などの日常生活用具給付事業、移動支援や手話通訳派遣事業などがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、その障害者の対象になっている障害者手帳をお持ちの方の人数と、それから、療育手帳をお持ちの方の人数がわかりましたら、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

データの的には、障害福祉計画を策定した23年度のデータで説明したいと思います。

身体障害者手帳をお持ちの方は643人、それから、療育手帳、知的障害の方なんですけども、療育手帳をお持ちの方が103人、それから、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が87人、合計833人おられました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それから、障害者の範囲というんですかね、枠の見直しがあったと聞いておりますが、例えば制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲の見直しがあったと聞いておりますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員がおっしゃられた障害者の範囲の見直しというのが、本年の4月から行われるものでございますけども、現行は身体障害者福祉法に基づく身体障害者の方、それから、知的障害者福祉法による知的障害者の方、それから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者、いわゆる発達障害の方も含めて、これが今までの対象範囲でございました。

しかしながら、本年4月からは、新たに指定された130種の難病の患者も対象の範囲として追加されております。この130の難病のうち、代表的というか多いものは、潰瘍性大腸炎、それから、パーキンソン病、それから、よく聞く難病の一つで関節リュウマチなどがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、項目2に入らせていただきますが、障害者に対する支援の中で、追加された四つの地域生活支援事業の内容と町の取り組みについてをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本年4月から追加されました、新たに創設されました、市町村が実施する地域生活支援事業の4事業につきましては、まず第1は、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発、第2は、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、それから、成年後見人などの人材育成、活用を図るための研修、それから、4番目が、意思疎通支援を行うものの養成で、具体的には、手話奉仕員の養成でございます。理念にある地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するため、具体的には、地域社会側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見人制度の利用促進及び意思疎通支援の強化というのが、この四

つの地域支援事業の考え方でございます。

次に、町の取り組みは25年度から実施することになりますが、次のように予定しております。

まず、第1、研修や啓発については、これまでも取り組んできましたが、出前講座や人権まつり、それから、広報あしやなどでの啓発に加え、イベントなど各種機会を捉えて障害者に対する理解を深めていただくことを含め、法の理念である個性を尊重しながら、地域社会の共生が図られ、社会的な障壁が取り除かれるよう取り組んでまいります。

ほかに、福岡県などが実施する各種研修会や講演会を案内し、住民の皆さんが主体的に参加できる機会を周知してまいります。芦屋町でも24年度から福祉サービス事業者や支援者などを対象にした講演会、図書の購入など、自殺対策事業にも取り組んできております。今後とも精神障害をお持ちの方などへの理解を深める取り組みを進めていくことにしております。

2つ目の活動支援に関しましては、遠賀郡身障者連合会において、スポーツに親しみ、相互の親睦を図ることを目的に、身体障害者の方々約130人が参加して、毎年遠賀郡身体障害者体育大会を実施しており、今後も継続的に支援を行ってまいります。

また、芦屋町身体障害者福祉協議会、芦屋町手をつなぐ親の会、障害児の児童発達支援事業所であるくすの木、みどり園後援会への総会の参加、みどり園まつりなどに協力することを初め、YYくらぶなどとも情報共有を図るなど相互理解を深め、必要な支援を行っていくことも肝要であると考えております。

続きまして、3番目、成年後見人の育成などに関しましては、現状が成年後見人制度自体が住民の方々に余り周知されていないということから、まず成年後見人制度を知っていただき、1人でも多くの方々に関心を持っていただくよう、25年度においては、遠賀郡4町共同で公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福岡の協力を得て、10月をめぐりに水巻町のいきいきほーるで一般向け講座を開催することを予定しております。翌年度以降は、開催する町を変更して、成年後見人制度に対する理解を深めた上で、将来は遠賀郡4町で成年後見人を養成する講座を共同で設けるよう検討してまいります。

最後に、4番目、手話奉仕員の養成でございますが、これは中間市及び遠賀郡4町の共同事業として、中遠ろうあ会の協力を得て、入門編の研修を25年度に予定しています。研修は18回のコースで、募集人員は30名から40人を見込んでおります。ただ、実施場所については、現在のところ一つの町で18回開催するか、各町で4回ずつ実施するかなどの詳細は調整中のため決定しておりません。中遠ろうあ会との協議が整いましたら、広報などでお知らせし、手話奉仕員を募集したいと思います。

また、26年度も実施する場所を変えて、入門編を予定しておりますが、25年度、それから、26年度の参加状況を見まして、27年度からは中級コースを実施するなどの検討をするように

しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

芦屋町でもいろいろと多角的に取り組んでいただいているお話を今伺いました。その中で、地域生活支援事業の追加項目の2点目ですね、障害者、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援の中で、これは何ていうんですかね、保護者会が一生懸命活動されてる面をいろんなところで見受けられます。その保護者会というか、いろんな会がありますので、その会に対する補助金等の支援は対象にならないのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

支援の広い範囲としましては、補助金も対象とはなっておりますけども、現状のところは保護者会に対する補助金の支出は行ってないという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、その補助金、一部交付税措置ありというのは、地域生活支援事業の概要の中で、支援事業をするところにおいて支援をすることの捉え方でよろしいんですか。何か事業、地域生活支援事業、何かを一団体の方々が事業をするときに、年間を通してその何かの補助をやっているということ、今からやるということ、それはどんな捉え方でよろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地方交付税というお話でよろしいですかね。

○議員 11番 益田美恵子君

はい。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、その事業をやっているということに、この事業をやっているから、地方交付税をふやすよという理屈じゃなくて、地方交付税を算定するときの単位費用の中に、地域生活支援事業を当然市町村が実施するという前提で地方交付税をふやしますよというような、そういうニュアンスでござ

ございます。ただ、実態としてどれだけふえているかという、その額についてはわかってないというのが現状でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

なぜこのことを聞いたかと申しますと、やはり団体においては、保護者会の方たちがいろんな販売をしながら進めていらっしゃるものですから、その辺に補助金がついたらいいですねというご要望を何回か聞いたことがありますので、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

それから、この中でも後見人制度が出ておりますが、例えば芦屋町で成年後見人制度の利用をしようとした場合においては、どのような手続きとかが必要になるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、成年後見人についてちょっと簡単に、ごく簡単にちょっとご説明させていただきます。

まず、成年後見人制度は、認知症の高齢者の方、それから、知的障害者の方、精神障害者の方など、判断能力が不十分な状態にある方の財産管理や介護サービスなどの利用計画を本人にかわって成年後見人が行ったり、本人が自分に不利益な契約を結ばないように、保護する制度、これがまず成年後見の制度でございます。

それから、芦屋町での利用なんですけども、実は要綱を昨年の4月につくっておるんですけども、芦屋町の住民の方で、判断能力が十分でない、先ほど言いました認知症の高齢者の方、知的障害者の方及び精神障害者の方の成年後見人制度の利用促進するものとして、芦屋町成年後見人制度利用支援事業というのがございます。この制度というのは、創設した背景というのは、障害者の方を対象にした、町長の申し立てもできる成年後見人制度が、地域生活支援事業、いわゆる障害者の方を対象にした地域生活支援事業として、24年4月から町の必須事業として位置づけられたことにより始めたのですけども、あわせてこの要項の中には、認知症の高齢者の方も含んでおりますので、全ての方をカバーできる。

ただ、この町長申し立てのいわゆる成年後見人制度というのは、町長の申し立てに至るまでには、本来の申し立て人となる、ご本人さんから見たら4親等内の親族の方の意思の確認ですね、本来であればその方たちが申し立てになるべきなんです。ところが、そういう方がいないとかいう場合ですね、それから、本人の意思能力の程度等を総合的に判断して行うということですね。いわゆる困られてる方に対する支援の成年後見人制度をするための支援の制度でございます。

で、ちなみに昨年の4月からこの制度を利用しての成年後見人制度の申し立てというのは、現

在まではあってないというのが実情です。それと、今は申し上げたのは、いわゆる4親等内にそういう方がおられないという方なんですけど、一般的に申し立て人がいるよ、いるんだけど、どうやったらいいのかということになることがあります。それで、今私どものほうは、昨年4月から高齢者の総合支援というのを目的に、地域包括支援センターを設置しております。この中には、高齢者の権利擁護を担当する社会福祉士の職員がおります。現在ここで成年後見人の利用希望というのがあれば、もう全て障害者の方、高齢者の方、含めて相談を受けつけております。これまで本当に非常に多くの相談がっております。24年度においては、成年後見人の手続きまでをいったのは、3件でございます。そういった状況ですね。だから、町としては、成年後見を利用したいといたら、いつでも相談できる体制というのは、もう福祉課の中に整っておりますので、ご相談いただければ、対応をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、手話の講習をやるということの、先ほどご答弁がございました。芦屋町での手話通訳をなさってる方は、何人ぐらい活躍されているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町におきます手話通訳派遣事業ですね、これを担っていただいている方は4名でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それから、障害者総合支援法の中には、障害者の自立支援協議会の設置も求められていると思いますが、その方向性はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者自立支援法の改正に伴いまして、いわゆる自立支援協議会、なかなか支援の、障害者に対する支援の体制の整備が整わなかったもので、その辺についても、自立支援法の改正に合わせ

て市町村にそういう協議会をつくりなさいよというのが、本当に望まれております。今申しましたように、支援体制、障害者用の支援体制の整備を目的とした、障害者の支援協議会、具体的には、障害者支援の困難な事例ですね、こういうことを解決するために、障害に関する関係者などで協議する組織として、自立支援協議会の設置というのは長年の課題でございました。これは先日の町長の行政報告でも申し述べられたところではございますけども、20年度から検討して、21年の10月に遠賀郡町長会で広域設置ということが確認されて、実際に設置するようになったのが本年の4月からで、正式な名称予定は、遠賀・中間地域障害者支援協議会として発足するというところでございます。

それから、この協議会の委員というのは16名の予定で、医療関係の方、それから、県の保健福祉環境事務所の方、それから、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、障害者の団体の方、それから、行政の職員で構成される予定です。活動自体も4月からなんですけども、2カ月に1回は定例会を開催して、そして、必要な検討事例、そういったものがございましたら、専門部会を設置して、よりきめ細かい対応を行っていこうという方向になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、25年4月から遠賀中間地域障害者支援協議会というのは、先日町長の行政報告にありました遠賀中間地域障害者の支援協議会の設立についてとありましたが、これとの関係性は、これ同じだと考えてよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、障害者の雇用率制度の概要というのがございますが、障害者雇用促進法改正案のポイントというのは、どこにあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害をお持ちの方の雇用の改正ということなんですけども、障害者雇用促進法というのがございます。これは障害者自立支援法が改正されました18年4月に障害者の就業機会の拡大を目的に、大きく改正されました。第1は、企業による障害者の法定雇用率が1.8%、法定雇用率、健常者の方が分母とされて、分子は障害者の方になるんですけども、1.8%で変更はないものの、これまで雇用する障害者の方を身体障害者と知的障害者としておりましたけども、雇用率に精神障害をお持ちの方を加える改正を行ったということでございます。

さらに、企業による在宅障害者への支援、それから、国による奨励金制度の創設、それから、現在いろいろな町とか行ってます障害者の自立支援法に基づく障害福祉サービスとの有機的な連携、いわゆる雇用に結びつくような有機的な連携、いわゆる雇用に結びつくような有機的な連携が求められたということです。

その後は、21年4月には中小企業に対する障害者雇用の促進、それから、22年7月の改正では、障害者雇用納付金制度の改正、それから、本年4月からは15年ぶりに障害者の方の雇用率、そういったものも変更になるというふうなことが現在までの大まかな経緯でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この障害者雇用促進法の中に、民間企業、それから、国及び地方公共団体の責務というか、障害者雇用率というものがあろうかと思いますが、今おっしゃったように、以前の雇用法には、精神障害をお持ちの方においては、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率の算定時には、障害者数に算入することができるであったのが、今度は先日の西日本新聞でしたかね、2月14日付に載っておりましたが、2018年からそれを本格的に義務づけをするということの、これを今国会において成立させる見通してあるとか、こう書いてありましたけれども、もう本当に焦点が定まってきているなという感じがしておりますが、芦屋町におきましての雇用率、全体の目標値において、目標が何名で何%なのかというのと。

それから、25年4月1日からは、2.3%、今までは2.1%でよかったんですが、今度25年からは2.3%になるわけですから、その場合においての人数ですね、パーセントで言うところちょっとわかりにくいので、雇用人数が何名で、現在何%なのかというのをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋町の雇用状況ということで、役場の雇用状況をちょっと報告させていただきます。

現在、目標が今行政では2.1%ということで、実際これ毎年6月で一応報告されてる数字があるんですが、その中では1.74%となっています。一応目標が今回4月からはこれが2.3%に引き上げられるということでございますけども、人数に換算すれば、現在今2名の方が障害者の認定を受けてありまして、一応算定に当たっては重度の方については2人換算とかなりますので、換算数でいけば芦屋町の現在3名でございます。ですから、この2.3%をクリアするためには、あと1名雇用しないと、この2.3に達しないというのが状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ここが一番大事なところかなと思うんですが、国及び地方公共団体が、やはり率先をしてパーセンテージに近づいていく、達成していくということが最も大事なことではないかな。一般のその民間企業に、今この情勢が悪化してる中で、大企業ならともかくも、いろんな中小企業とかはとも雇用するには、今健常者の方でもリストラにあたりとか、いろんな条件で切られているようなときでございますので、大変難しいんですが、それでも一般民間企業においても、1.8%から、25年4月からは2%という、やはり課せられてるわけですね。それに向かって努力をしていくわけでございますので、この点については、やはり公共団体である芦屋町なら芦屋町が、目標に達成していくように努力をお願いしたいと思います。

それでは、1点目を終わらせていただきます。

続きまして、障害者虐待防止法について。まず、初めに、平成24年10月1日に施行された障害者虐待防止法の施策の目的、定義、概要についてをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者虐待防止法の目的は、障害者に対する虐待が、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者にたいする虐待を防止することが極めて重要であることを鑑み、障害者に対する虐待の防止、国や県、町などの責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることで、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利・利益の擁護にすることとされております。

次に、障害者の定義でございます。身体、知的、精神障害、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状

態にあるものであって、障害者手帳や療育手帳など、所有の有無は問いません。

なお、芦屋町における障害者虐待防止法にある対象としましては、年齢が18歳以上であり、18歳未満の障害児は、児童虐待防止法、それから、高齢者関係施設の入所者に関しては、65歳未満を含めて、高齢者虐待防止法が適用されることとなります。

次に、障害者虐待とは、まず養護者による障害者の虐待。それから、2つ目は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3つ目が、使用者による障害者虐待の3ケースがございます。

また、虐待の類型は、1、身体的虐待、2番目、ネグレクト、これは通常児童虐待に多く用いられる育児放棄を指しますが、障害者に対しましては、養護者が適切な食事や衣類を与えないなどの虐待を指します。それから、3つ目が、心理的虐待。具体的には言葉の暴力や無視、自尊心を踏みにじる行為などの虐待。それから、4番目が性的虐待。それから、5番目が障害者の財産を不当に搾取するなどの経済的虐待の五つでございます。

次に、概要について説明します。障害者虐待防止法は、何人も障害者に対し虐待をしてはならないと規定し、障害者の虐待の防止などに関して、国・県・市町村の責務などについて規定しております。このうち、市町村の責務については、障害者虐待の予防や早期発見、障害者虐待の迅速かつ適切な保護、適切な養護者に対する支援を行うため、必要な体制の整備を図ること。

また、支援が専門的知識に基づき適切に行われるように、虐待の支援に当たるものが資質の向上に努めること。町が虐待を防止するために必要な啓発を行うことなどが求められています。国民の責務についても規定され、虐待の防止に協力するため、通報の義務が規定されております。

具体的な虐待のケースは、先ほど言いましたように、養護者、それから従業員、それから使用者という虐待があります。規定されておりますけれども、特に市町村、芦屋町においては、虐待の養護者と、それから障害者福祉施設等従事者、この2人による虐待が行われた場合の通報窓口というふうに位置づけられ、さらに、その対策を行うように求められております。これがまた24時間、365日、通報があれば直ちに対策を行いなさいというのが、虐待防止法、昨年10月から施行された内容でございました。

この虐待防止法では、市町村職員が虐待が行われた家屋への立ち入り調査、こういった権限も与えられているなど、極めて重要な役割があり、調査の結果、障害者虐待が著しいと判断した場合には、一時保育をするなど措置を行うことも必要です。

そのほかにも虐待を未然に防止するため、必要に応じて養護者に対して相談・支援を行うことも義務づけられております。

以上が概要でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この虐待問題は、本当に今大きな社会問題となっているわけでございまして、この法律が施行されたことによって、いろいろと目的も定義も概要もあるわけでございますが、通報義務、それから、24時間体制ということで、大きな何というんですかね、通報の義務は国民に規定されておりますが、通報があったことがありますか。例えば、今から通報をする場合、24時間体制とおっしゃってますけれども、職員さんがいらっしゃるわけではないので、どこに連絡をして、どのような周知をするとか、そういった町民への周知というのがありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、通報につきましては、幸いにも昨年の10月から1件もないというのが実態でございます。

それから、益田議員、ご指摘ありました24時間受けつけなければならないということなんですけども、私どもとしましては、法律施行、10月1日なんですけど、この前にこの体制をとるということで、庁内の連絡体制ということで、ガードマンのほうに一報があれば、すぐ私のところに連絡があって、そして、係員まで招集して対応すると。で、虐待を見受けられた場合には、障害者を一時的に保護する場合も必要ですので、保護する場合には、これは遠賀郡4町なんですけども、もう一つ虐待防止法の中で規定されておったのが、虐待があったときに、その虐待を受けた方を保護するときには、保護するために居室を確保しなさいと、一時的に収容するところを確保しなさいというのが、もう一つ規定がございました。で、この居室の確保につきましては、遠賀郡4町で、岡垣町の社会福祉法人の施設をお願いしておって、そういう体制もとれるようにしております。

それから、虐待防止法につきましては、広報、ホームページというのは当然のことでございすけども、もう周知、すぐやりました。それから、区長会、それから、民生委員の協議会、そういったところにも出向きまして、こういう法律が施行されて、こういう義務と、それから、通報があったら福祉課のほうにすぐ夜中でも役場のほうに連絡してくださいということで体制を敷いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、障害者の支援には、職員さんの資質向上などが求められると思いますが、どのよう

に今後対策を講じていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

虐待防止に関しては、いわゆる虐待防止、その現場に行ったときに、職員がどう対応するかと。最初の一言で間違えたらもう大変なことになりますので、そこら辺については、町独自でなかなかするというのは実状的には厳しいものでございます。そこで、県、それから障害者の関連の事業所などが主催する研修、こういったものに積極的に参加するようにしております。実際、昨年度からもそういうところにちょっと日曜日でも土曜日でも、行ってから学ぼうという姿勢で私も努めております。それで、それは職員の資質を高めるという専門的な資質を高めるというところで対応してるんですけども、一番最初に申しましたように、ちょっとコミュニケーション、住民の方とのコミュニケーション、一言目が間違えれば大変なことになりますので、こういったちょっと能力も高めないといけないということで、どういうものがあるかというのは今の段階ではちょっと具体的にはございませんけども、そういう現場に居合わせたときのコミュニケーション能力を高めるための、いわゆる研修、そういったものをどうやってやっていくかというのが課題と、今の段階での課題ですので、それは今から詰めていって、最終的には職員の資質、これをもう高めていかないと絶対だめだと思っておりますので、議員ご指摘のように、職員の資質向上につきましては、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これは平成24年10月23日の新聞の記事であります。法施行で社会が試されるということで、障害者虐待についての記事が載っておりました。その中で、施設など閉鎖的な空間では虐待は表面化しにくい。特に、知的障害者は苦しみを外部に訴えることが難しく、虐待に気づいてもらえないことが多いという。だから通報は大切だ。法律には、施設職員など通報した人が解雇など不利益を受けないことも明記しておるということで、関係者は障害者の人権を守るという法の精神を理解し、意識を磨いてもらいたい。

また、家庭での虐待も深刻である。障害のある子の世話に親など家庭がストレスを、家族がストレスを募らせ、意に反して虐待をしてしまうということがあるというお話は、これテレビでも事件が起きたときに必ずそういったものが聞こえてまいります。身近な人が不自然さを感じ取り、防止法に基づき通報すれば、そうした家族を助けることにもなるのではないかと。だから町民の私

たちも、やはり通報するということがなかなか難しいことではありますが、やはり勇気を持って、その子どもさん、障害のある方を守るための一助になるように、私たちも勉強していかなければいけないんじゃないかと思います。

通報や相談窓口となる自治体は、調査や保護の権限も持つ、責任は極めて重たいと自覚すべきだ。担当者不足で24時間対応が困難な市町村もあるが、法施行後は、通報を受けながら対応を怠れば、不作為責任が生ずるおそれも出てくると、このように書いてありますね。何より適切に対応する人材の育成が不可欠だ。研修にも力を入れる必要がある。防止法の実効性をどう確保するか、国も自治体も知恵を絞らねばならない。

また、今回学校や医療機関は通報対象から外れておるが、かわりに、校長ら責任者に虐待の防止や措置を義務づけたが、これで十分か、法律は3年後にまた見直すことになっている。今から議論を深めていきたいという記事が載っておりました。まさしくそのとおりだなと思っております。

議長、一つお願いがございます。この虐待防止法については終わらせていただくんですが、1番の障害者自立支援法について、一つお聞きするのを忘れておりましたので、許可していただけますか。

○議長 横尾 武志君

許可します。

○議員 11番 益田美恵子君

先ほど障害者雇用促進法のポイントはお伺いしたんですが、物品納入というのは、障害者でいろんなものをつくっていらっしゃいます。そういったものの納入というのは何かありますか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回の改正法の中で、いわゆる障害者のそういう就労施設からの物品サービスの優先的な購入についての考え方なりを、今年の4月から定めて施行しなさいというふうな内容がございます。で、基本的には国の基本方針、それから、県等で調達の方針、こういうのが今決められている状況だと思います。いろんな情報を調べてもまだきっちり決まったところは、団体でいけばまだ数少ないみたいなので、郡内の状況等を踏まえて、芦屋町としてもそういう調達の方針をまず作成して、それで今後どうしていくかということ、それをあわせて、町内にあります関係施設等ありますので、いま現在どういう活動、提供できる物品とか、サービスとか、そういうものにどういうものがあるか、福祉課と調整しながら現状把握にも進めたいと思っておりますので、今後そういう

ところでの考え方で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

最後でございます。芦屋町の平成23年度実施されました障害福祉計画のアンケート調査の中に、就業についてというのがありました。働くことについての考え、望ましいと思う働き方ということの問いに対しまして、障害や病気などで働くことができないというのが26%ございました。それから、障害のある人に配慮された職場で働きたいというのが7.1%。障害のない人と一緒に、一般の職場で働きたいというご希望の方が6.8%の方がありました。それから、障害のある人が一般の職場で就業するために必要だと思う支援策は、どのようなことがありますかということの問いに対しては、障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し、これをご希望の方が38.4%。それから、生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導というのを26.5%、というアンケート調査の結果も出ておりますので、つけ加えてご報告させていただきます。ありがとうございました。終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。質問の通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、芦屋町におけるごみの資源化について。1、大木町におけるもったいない行政の取り組みをどのように思うかっていうことで質問させていただきますが、前段にちょっとお話をさせていただきます。実は、今回区長会のほうで視察研修ということで、大木町に行かせていただきました。その際の資料の中に、1つに町勢要覧ということと、いわゆる25年度2月15日現在の資料というのをいただきました。お考えを聞く中で、大変に自分自身それをお聞きしながら感銘を受けたといえますか、その点がありましたので、やはりそういったところの部分では、住民と行政との信頼、そして、議会と執行部との信頼、その上に立ってやっていくことが一番大切だなというものをつくづく感じました。

つきましては、町長の施政方針の中でも既に、芦屋町としてもこの資源の有効活用というところを取り入れて、というお話しありましたけれども、重複するかもわかりませんが、再度こ

の件についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。大木町における「もったいない行政」の取り組みをどのように思うかということで、お答えいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、大木町におけるもったいない行政の取り組みということで、もったいない宣言ってものが宣言されております。それについてどのように思うかということで、回答させていただきます。

大木町には、おおき循環センターくるるんっていう、ごみを資源として生かす、環境のまちづくりの拠点として平成18年11月にオープンしております。この循環センターのくるるんっていう名称でございますが、建設される以前、この循環センターが建設される以前は、生ごみは大川市の清掃センターで焼却されております。また、し尿については海洋投棄による処理を行っておりました。それが、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約っていうものができまして、平成19年2月から海洋投棄の禁止ということが決定されたことを受けて、生ごみやし尿等の処理についての対策を検討していく中で、循環社会をつくることで美しい地球を未来の世代へ引き継ぐことを目標に、大木町の「バイオマスタウン構想」というものが策定されております。

この構想の中核施設であるその循環センターでは、生ごみそれとし尿、浄化槽汚泥を資源として発酵させることによってエネルギーと有機肥料に変え、それらを、エネルギーは施設内の電力、有機肥料については町内の畑や田んぼにまいて、そこでできた農産物を学校給食や家庭に供給する。そこから出るまた生ごみを資源として、また発酵させるという循環のまちづくりができております。

このような取り組みの中で、平成20年3月に宣言されました大木町もったいない宣言。これは、「もともとは貴重な資源である「ごみ」の再資源化を進め、平成28年度までに「ごみ」の焼却・埋立て処分をしない町を目指します」など、大きく3つの項目について宣言されております。大木町では過去から町全体で環境問題に取り組んできており、生ごみの分別収集はもとより、資源ごみについては21種類。ほかにも紙おむつの分別収集を行うなど、大変進んだ取り組みを行っており、「もったいない宣言」の取り組みについては、過去からの地域住民の方と行政の連携・協働、そして、将来子ども達の未来にツケを残さない町をつくる決意だと、そういうふう感じております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

そこで、今、くるるんに関しまして説明あったとおりでございますが、芦屋町におけるごみ、それに関するその予算というものが現在どの程度かかっているのかということ。あわせて、一応、大木町のところでお聞きした、生ごみの処理によってごみの、量っていいですか、これがどのくらい減ったかということ、約60%ぐらいごみの量減ったといった説明を受けております。

つきましては、芦屋町のところでその分を分別したわけじゃございませんからトータルで結構でございますので、予算としてどのくらいかかっているのかということ、ご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町のごみに関する予算ということで、ごみに関しては、遠賀郡中間市広域組合で一括して処理をしていただいております。そのごみ処理施設費の負担金ということでご説明させていただきますと、25年度予算におきましては、2億2,364万5,000円を予定しております。それと、ごみを減らした……

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

いわゆる生ごみを一つの資源化したことによって、ごみの分量が60%ぐらい減りましたという説明を受けたんですが、ですから、芦屋町のこの金額を聞くと、これはキロ当たり何ぼってことで決まってると思ったから、数字が大体どのくらい低減しますよってところで、実はお尋ねいたしました。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町では、平成23年度ごみの総量が4,342トン出ております。この中に含まれる生ごみの量、これははっきりした数字は把握できておりません。ただし、環境省のほうで、ここの組成調査というものがされております。その組成調査によると、平成22年度の環境省の組成率では36%となっております。この36%を、この4,342トンに換算しますと約1,563トンと推計されます。これが、北九州市に委託料で支払っておりますのが、大体トン当たり2万円。

ですから、約3,400万円の削減効果ということが見込まれると推計しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

一応、大木町のところで取り組んだ内容といたしましては、生ごみのコンポストってところの部分を配布し、そしてその地区の中で分別してそれを処理場に持って行くといったところで、初回に、容器代として各世帯に配る、コンポストっていうのは大体1個当たり1,800円と。これを一応芦屋町に換算いたしますと約1,224万。そして、回収容器、10世帯に1個を大型の物を設置してること、これを芦屋町の世帯数で換算すると680個。これを4,000円っていう格好で掛けていきますと、272万と。合計1,496万という初回のその容器代っていいですか、その活動をしていくときに必要なんですが。

これが、ここの大木町の場合は、大体93%が自治区に加入しており、一応、活動していくときの広がりっていうのが、もう全然、今の芦屋町の状態とは桁違いです。ですけども、そういった活動をとおしてお話しを聞く中で、皆さんその説明するときに誇りを持ってやはりお話しをされたようです。一つの事業がやっていくことによって、やはり連帯感とかそういったものが生まれてくるのではないかなと。ですから、これ自身の一つの循環型社会っていうものを取り込んで、そして、これをつくっていくまでには相当な年数かかってくると思いますけども、やはりそれに向けた取り組みが必要ではないかなというふうに考えております。

次に、質問2として、資源の再利用とエコ行政の推進が、地区環境の向上と財政負担の軽減につながると思うがどうか、といったところに移らせていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

それでは、2点目の点について回答いたします。芦屋町は快適な生活環境を守るということで、公共用水域の水質保全の目的ということで、下水道事業、過去から取り組んで、ご承知のように現在普及率は99.9%となっております。芦屋町のその下水道事業というのは、きれいな水にして川や海に流れ込む汚濁物質の減少ということが目的で、大木町の場合には、生ごみやし尿等からエネルギーと有機肥料に変えて、それらを再利用するということが目的となっておるため、取り組みの目的が若干違っております。また大木町の場合は、合併処理浄化槽の普及率というのが、現在人口設置率で23年度末69%となっております。残る約30%の生活廃水等によって、大木町がちょっと町の特異となっております、約町の面積の14%を占めるその掘割。この掘割

の水質の悪化というのが、現在環境保全上の課題となっているということも聞き及んでおります。

これらのことを考えますと、下水道普及率99.9%の芦屋町と、生ごみ・し尿等を資源とする、活用する大木町の環境行政について、それぞれ一長一短があるのではないかとこのように考えております。生ごみの分別による減量化に伴い、広域組合のごみ負担金の削減効果については当然見込むことができます。ただ、生ごみを処理するための新たなプラントを建設するための工事費用、それと、生ごみを独自に回収するための、先ほど議員が言われました、回収バケツが必要、初期投資が必要。それと、住民の方の協力や回収作業車等の新たな費用がかかることが予想されますので、生ごみの資源化を芦屋町単独で推進するかどうかということも、今現在は遠賀郡・中間と広域組合で生ごみの減量化等の検討しておりますので、いろいろと課題があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

先ほど申し上げましたとおり、これをつくりあげていくというのは相当な年数がかかると思います。ただ、今まであるこれでもう全てということよりも、社会やはり動いておりますので、例えば1つのエコで、私が見たところのメタンガスを燃焼させて発電するっていったところで、720キロワットっていう数字が出ておりました。そうすると、それを今大体1キロワットっていう格好で換算いたしますと、大体今九電の17円何ぼっていうところですから、1日にしたら1万何ぼっていう数字で、年間に四、五百万っていう数字しか出ないかもわかりません。ですけども、これは今まで捨てられてた資源っていうものが新たに1つのエネルギーとして出ていったんだ、だから、今あるそのところの部分で、払ってるところをその分が節約できて、逆にお金が入ってくる。これはまさに、今から求められる1つのエコ行政っていいですか、研究に値するんじゃないかなってこのように思っております。

つきましては、現在、下水道事業ってこの格好の中で行っておりますが、普及率は99って言いながら、やはりそこには1つの汚泥といったものが入ってくるわけです。そうすると、その汚泥というものから発生するメタンガスってこのものは、特別な細菌みたいなやつをここのに入れてやってみるってこのことでしたけども、今芦屋町の下水道事業ではどのような対応をされておるのかについて、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それではお答えいたします。現在、下水の汚泥は最終沈殿池の汚泥とエアレーションタンクの余剰汚泥を消化タンクに投入しまして、無加温で消化を行いまして、固形物を安定した状態にいたしまして、汚泥処理業者のほうへ搬出して、セメント原料として委託処分を行っております。

この消化タンクから発生するメタンガスにつきましては、平成25年度再生可能エネルギー発電設備導入促進事業ってということで、福岡県の補助なんですけど、導入可能性の調査ということで、アンケート調査で芦屋町手を挙げております。これが採択された場合には、申請を行って検討していきたいということは考えております。

本年度、昨年度終わりぐらいに宗像市のほうが手を挙げて、本年度調査を実施しているっていうのを聞いておりますので、そちらとも調整を行いながら、採択されればそういったメタンガスなどを使ってエネルギーを導入していくっていうようなことは、芦屋町のほうでも考えております。以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今のご説明の中でちょっとお尋ねしたいのが、セメント原料として処理してますって言うんですけど、これは、町のほうがお金がかかって払ってやってるのか、それとも原料だから向こうから返ってきてる、入ってきてるのかっていうところの分を、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

この汚泥ですけども、通常でも処分するのにお金がかかります。同じように、今回のように汚泥処理業者に委託して処理していただいても、同じようなお金がかかります。再生させるってことで、セメント原料として使うということですので、そちらの業者のほうにお任せしてるっていうのが現状でございます。

以上です。

○議員 3番 刀根 正幸君

わかりました。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今おっしゃいましたけども、大木町では生成していく過程に出てくる中水は、無料で街路樹とか畑とかに散布しております。同時に出てくる汚泥については、今度は畑の肥料としてその分が

全部やって、一応住民の方がその汚泥を畑の中で使用していると。大体全体の肥料の、大木町で2分の1ぐらいということでした。そうすると、そういったところの部分も、肥料の節減になるんじゃないかなっていうことに考えております。つきましては、この取り組みっていうのは、ほんとに今から研究し時間かかると思いますけども、今後とも研究し、そのところの部分に向けて、一番効率的な行政といった視点で進めていっていただきたいと考えております。

次に、芦屋町の将来人口についてお尋ねいたします。総合振興計画における芦屋町の人口は、平成3……。これちょっと30年代っていうのはちょっと間違っておりますね。10年後っていう格好の中で、1万4,000人、大体1万4,300っていう数字のところでは計上されていたと思いますが。この人口問題っていうのは、町の活性化に深くかかわっておると考えますので、その対策についてお尋ねいたします。

まず第1点目に、人口増加策っていいですか、10年後の人口をどう見るかっていう点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

第5次総合振興計画に将来人口の項目がございます。この中で、日本の総人口そのものが減少しており、芦屋町における将来人口推計でも平成32年では1万3,700人と予想されます。このため、町有地の有効活用や子育て、教育環境の充実などに取り組み、定住促進に努めることで人口減少を抑制していく必要があります。

このような考えで、総合振興計画の施策の推進を前提に、平成32年の目標人口を1万4,300人に設定しています。町長が述べられました25年度施政方針の中にも、教育力ナンバーワンの町を目指すための小学校4年生までの35人学級。中学校3年生を対象としたイブニングスタディー。町内の小中学校での芦屋型小中一貫教育・連携事業を初めとした学力向上授業。安心して子育てができる環境づくりのための、子育て支援センターの利用拡大。学童クラブの対象児童を6年生まで拡大する子育て支援。また、定住化を促進し活力あるまちづくりを推進するため、町内に戸建て住宅を取得した方に奨励金を交付する事業の新設。太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する制度も新設するなどの施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

説明もありますとおり、これは全国規模で人口は減ってまいります。これは大木町からいただいた資料でございますが、この中でも人口動態っていうものが、昔はピラミッド型だったんですけども、今は寸胴型になってます。その寸胴型のところで、人口が7,000万とも8,000万ともいうふうになってまいります。どうしても、人口が集まる場所、これは生活のしやすい場所っていうことで、都市圏に動いていこうというふうに言われておりますが、芦屋町については、やはり他の近隣市町村に比べてリスクっていうのを、私は持っていると思っております。

つきましては、施策をどのようにもっていてもなかなかふえづらい現状にあると思っております。今おっしゃいました定住政策もしくはそれに対しての増加対策、それを十分に研究されてやっていただきたいと思っております。

2点目といたしまして、少子高齢化社会における福祉対策についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

全国的なっておっしゃいましたけども、そのとおり、少子高齢化、特に高齢化ですけども、全国的な傾向同様、芦屋町でも確実に進んでおります。それから、2025年問題、いわゆるベビーブーム世代の方が後期高齢の年代に達するという、こういう問題もあって、特に高齢化に関する対策の手だてを考えておく必要があるというふうに思います。

それから、一般的に高齢者に多く見られる傾向として、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立する方がふえている現状にあるといわれております。これは芦屋町含めてです。それで、これらの方々を含め、高齢者に対する公的支援につきましては、昨年3月に策定しました芦屋町の高齢者福祉計画で、今後の取り組みと方向性を示しております。課題としては、公的なサービスだけでは福祉対策は十分でないということがございます。言いかえれば、高齢者支援には、地縁それからボランティア、あるいは企業等の支援が今後必要になってくる現状にあることとございます。そこで、この対策の1つが地域福祉計画を策定し、そこで示された取り組みを進めることとございます。

それで、少し地域福祉計画のことを説明したいと思いますけども、地域福祉計画につきましては、子ども・障害者に限らず全ての人がお互いに人権を尊重しながら、お互い支える人、支えられる人が協力しあって、誰もが住みなれた地域で暮せるような地域社会づくりを進めようとするものです。これを現在取り組んでおります。

この地域福祉計画の策定経過についてもあわせて説明させていただきたいと思っておりますけども、第1回目の推進委員会というのは本年1月の25日に開催し、委員の皆さんからはこれからの取り組みに関する意見を頂戴しております。また、2月27日は学識経験者を講師として、推進委

員会委員及びワーキング職員を対象とした地域福祉計画の学習会を開催したところでございます。それから、地域福祉計画につきましては、お互いが支えあう共助の考え方、これが非常に重要になってまいりますので、住民の方々1,500人を無作為抽出させていただきましたアンケートの実施、これ現在のところ51%ほど返ってきております。

それから、今やっておるものとしましては、各区長さんそれから民生委員の方、それから学校の先生、それから福祉サービス事業所などを対象とした専門的分野の方々における調査、アンケートです。それから、町の中に出て行ってということなんですけども、3月14日からは各小学校において、地域座談会という中で3回ほどワークショップを行って、住民の皆さんの考えをお聞きするようにしております。それが、このご意見等々を整理しましてから、今後は推進委員会それからワーキングで検討してまいりまして、来年の3月までに地域福祉計画を策定して、支え合い、支え合うまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これからの福祉政策っていったところでございますが、私自身が物をつくっていく、それよりもそのスピード以上に、地域のほうが厳しくなっているっていう現状があるんじゃないかなというふうには、実は感じております。ですから、やはり1つの事業を推進するにあたりまして、やはりスピード感をもってやっていただきたいというのが1点。

そしてもう1点は、実はこれ先ほどの内容と関連してくるんですけども、1つの単一の課だけでこれを考えていくっていうことに、もう既に無理がきているんじゃないかなと。やはり、何て申しますか、1つの福祉政策、地域におけるっていう形の中であると、どうしても地域づくり課とか生涯学習課とかそういったところの分の中で、ともにそこそこの出てくる問題っていうのが違ってきていると思うんです、時を得ることによって。そうしますと、やはりこれからの地域活動のあり方とかそういったものにも関連してまいりますので、できましたらグローバルっていうんですかね、グローバル化っていうのか、横断的な組織の中でこれを捉えていただきまして、そしてやはり住民にとって、本当に住みやすいねといった町をつくっていただきたいなというふうには感じております。

この件に関しまして、先ほど福祉老人数っていうのが、やはり高齢化進んでいると、当然健康のぐあいとかそういったところで、財政的にはやはりこう伸びていくんじゃないかなって思うんですが。これは大ざっぱで結構ですけども、千人規模で人口が減った場合に、財政のところでの程度の負担が減ってくるのかと。いわゆる交付税の部分とかもしくは税収とか、そういったと

ころで。簡単に結構ですけども、大まかな数字を、何か出ませんか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

大まかな数字は出ませんとしか言いようがないんですが。考え方なんですけど、まず交付税制度、普通交付税制度っていうのは、人口が減ったから交付税は減るっていうのは考え方的には正しいかと思えますけど、例えば日本全国が人口減が皆さん減ってて、要は芦屋町は平均より人口が減らないと。で、交付税のパイである国税五税はふえていくということであれば、芦屋町の交付税の算定上は減らないだろうという考え方もできます。

それから、人口の中身にしますと、要は単純に国調人口で単位費用に入るやつもあれば、高齢者の数で入るところもある、児童数とって入るところもある、農林漁業者で入るところもある。結局、想定がものすごい分類があるんです。基本的には財政シミュレーションでお示ししてます、決算のところから見る今後の過疎債とか借りてくるのを元利償還がどれだけふえるのか、あとは5年に一度の国調で人口がこの程度ふえれば今の計算式、今の国のパイ、そのあたりを推計すればその程度になるという見込みぐらいでしかありませんので、数字は出ないという答弁しかできないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

税務の関係の部分で、できましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

千人単位での計算っていうのが、その千人がどういう内容かということでなかなか数字はちょっとつかめないんですが、今私がいえるところは、23年度の町税の実績と24・25ぐらいまでの若干減ってきているという実質の数字だけ、ちょっと報告させていただきたいと思います。

23年度の町民税と固定資産税、国保税の3税の合計で、23年度は13億8,600万ほどでした。24年度は2,000万ほど落ちる見込みです。今年度は2,000万ほど落ちる見込みでございます。13億6,400万ぐらいの、この3税の合計になろうかと思えます。来年度の見込みでございますが、来年度もさらに3,000万ほど落ちる予算を計上しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今お話しお伺いしても、減る要素はあってもふえる要素はないと。しかし、支出のほうについては逆にふえる要素が多いということであれば、なおさらにやはりそういった、節約、もったいないといったところの分を進めていきながら、やはり住民にとって暮らしやすい町にしていくという必要性を感じております。

それでは、次に移らせていただきますが、自治区活性化に向け、対策についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

自治区活性化に向けた対策について、現在取り組んでいることについてご説明し、回答とさせていただきますと思います。

まず1点目は、自治区加入の促進です。自治区加入促進につきましては、転入者に対し地域づくり課窓口で、自治区制度や加入方法、自治区マップ、各区長の紹介、地区加入のお願いチラシを使って説明を行い、加入希望者に関しましては連絡先を記入していただき該当区長につなげ、転入者に対して加入のお願いを行っております。

2点目は、自治区活性化事業交付金を活用し、各自治区において行われている交流事業において、自治区未加入者にも参加加入を呼びかけを行いながら、地域での交流の機会をふやし、地域コミュニティの情勢や新規加入の促進につなげています。区長会全体で地域の安心安全の推進していくための取り組みとして、町内で危険な箇所や注意喚起が必要な場所を調べ、看板の設置等を行っております。各自治区からのお知らせや活動内容を区長会のフェイスブックで紹介をし、広く活動の周知を図っております。

3点目は、区長会主催事業として、今年度地域コミュニティの基礎となるご近所付き合いについて考えるをテーマに、まちづくりの講演会を開催するという形の中で、3月の20日を開催予定としております。

4点目、自治区活動を盛り上げる明るく住みよい地域づくりをするため、地域を元気にする標語・川柳・ポスター等を現在募集しております、自治区活動の機運を高めようという形の活動を行っております。

5点目は、行政と区長会が連携し、転入者の多い3月末から4月初めにかけて、庁舎内に自治区活動の紹介や加入促進を呼びかける特設コーナーを設置し、加入促進を図ってまいります。

自治区活動活性化のためのさまざまな事業を継続的に行い、安心安全で暮らしやすい自治区を

築いていくことが重要だと考えております。今後とも、行政、区長会が連携し、自治区活性化の推進に向け区長会とともに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今確かに、行政側としてはやれるようなところを一生懸命されているといったところが、私は感じられますけども、この点につきまして、私自身はやはり1つの方向性っていった形の中ではビジョンというものがいるんじゃないかな、その時期にもほんとは遅きに失しているかもしれませんが、これは副町長にできたらお答えいただきたいんですが。基本的に、今の自治区のあり方っていうものについてどう考えるか。次に、それに対してどのような形で対応していくようなお考えがあるのかってということについて、お答えいただきたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

副町長。

**○副町長 鶴原 洋一君**

刀根議員言われるように、今の現状っていうのは私どもの区も含めて、非常に、じゃあ誰が自治区を運営し、経営し、コミュニケーションも取りながらやっていくのかっていう、そういうことがいえます。特に私どもの区は、もう平均年齢多分七、八十歳ぐらいに達しているようなところでございまして、区長の選任にもなかなか大変なようでございます。

こういう、私どもの区は特にひどい状況にはあるんでしょうが、このような状況の中で、今後どのような自治区としてのあり方が必要なのかっていうことになろうかと思っておりますが、その辺の対応につきましては、本当に今後皆さんとともに、これは主体的には区のほうが主体的にならざるを得ないっていうふうに、これは自治区というのは自由な活動ですから、その自由な活動の中でいろんな考え方が出てくるだろうと思います。校区ごとにやる、それから区が連携してやる、いろんな考え方があっていいんですが、できるだけその方向性を区と自治区、それから区長会とともに地域づくり課の中で連携、連帯してやっていかなければならない、このように考えております。

以上です。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

ありがとうございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

私自身、やはり高齢化が進んでいくっていう形の中では、なかなかそういったところで話がしづらいというのも十分にわかっております。ただ、1つの自治区は長年そういった活動をやった結果、いわゆるその新しい方が、この間も高齢化して、活動が、社会教育活動ができなくなっている現状があるんです。

そしたら、そのところの部分で、やはり、ただしこういったところで1つの枠組みを考えたらどうですか。その中でやっていくのがベストです、ベターだって、ベストっていうのは私はないと思ってますから、ベターだと思うっていうと、方向性をやはり出して、そしてその中でやっぱりともに頑張っていくということが必要だと思います。特に、私が高齢化社会の中で感じてるところは、やはり地域のご高齢の方が集まれるような公民館などサロン化して、そしてそれに対して活動助成金なり、地域っていうものが、地域の中で面倒を見ていくことができるような体制づくりっていうんですか、そういったのも視野に入れながら進めていくことが大切だと思います。

今回、なかなか答えづらい、また方向のところ一般質問させていただきましたけれども、これは昔、私たちが子どもの頃にこれもやいしなさいっていうふうな形で、よく兄弟でまんじゅう1つを半分に割って食べる、この「もやい」っていう言葉のところは、実は「紡ぐ」っていう字です。お互いやはり分けることによって心と心をつなぐ、そういったものが日常生活の中で情勢されている。で、それが、一般社会生活に入った場合でも結果として、これは道徳の影響上かも延長上かもわかりませんが、やはり今物が豊かになり、1つの自治区っていうのも自分の家庭っていうものを中心に考えていく中で、より難しく対応がなってるとは思いますが、やはり1つのビジョンっていうものをお互いに考えていきながら、住みやすい町にしていきたいと思っております。

以上で、一般質問終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時28分散会

---